

日本インターネットガバナンスフォーラム運営規定

第1版 2026年7月31日制定

一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構（以下「日本IGF支援機構」という）は、定款第6章（添付別紙）において、日本インターネットガバナンスフォーラム（以下、「当フォーラム」という）を設置することを規定している。以下の規定（以下、「本運営規定」という）は、定款の規定に加えて、日本IGF支援機構の主たる活動である当フォーラムの運営について定めるものである。

（当フォーラムの構成）

第1条 当フォーラムは、定款の規定に基づき「構成員」「正構成員」「座長」「副座長」「運営員」「NRI Coordinator」を置く。それ以外の役割りが追加される場合は、本運営規定に必要な追加、修正を行う。

（構成員）

第2条 構成員は、当フォーラムの様々な活動に参加する団体や個人の総称であり、当フォーラムに参加する者は、どのような参加の形であれ、構成員であることが前提である。

（構成員の登録）

第3条 定款第43条2項の「参加申込書」は、以下の内容を含むものとする。

- （1） 団体か個人かの種別
- （2） 団体名、または個人名
- （3） 団体または個人のメールアドレス。メールアドレスとして、グループアドレスなどを登録することは認めない。
- （4） 団体の場合は、役職。個人の場合は、所属先（個人の所属先は、あくまで個人を特定するためのものであり、所属先を代表するものではない）
- （5） 本運営規定第4条で定める日本IGF行動規範と本運営規定を順守すること、および、本項の登録内容が真正であることを表明すること。団体の場合は、団体を正式に代表することを表明すること。これらに違反があった場合には、構成員の登録を削除されることがあることに同意すること。
- （6） 正構成員となることを希望するか否か

2 座長は、「参加申込書」の要件が充足していることを確認し、構成員として登録するものとする。

3 構成員は、申込書の内容に変更が出た場合は、速やかに当フォーラムに通知し、登録内容を変更するものとする。座長は、年に一回程度、構成員に対し本条第1項の申込書の内容が真正であることの確認を求めることができる。

（日本IGF行動規範）

第4条 当フォーラムは、理事会の承認を得て、別途日本IGF行動規範を作成し、構成員はこれを順守するものとする。

（構成員資格の削除）

第5条 本運営規定第3条1項(5)に定める行動規範、運営規定または表明の違反が発生した場合は、座長は副座長と協議の上、当該構成員の登録を削除、または一定期間の登録停止を決定することができる。

2 構成員としての登録の削除、または停止の場合であっても、座長、副座長、運営員、NRI Coordinator、分科会座長（以下、「座長等」という）の職務については、定款50条の解任の手続きをとるまでは、その職を継続できるものとする。

（正構成員）

第6条 構成員の中で、当フォーラムの運営事項に参加する意思を持つ者は、上記第3条の参加申込書の中で、その旨を表明する。

2 正構成員は、当フォーラムの運営事項に参加する者であり、当フォーラムの運営事項を扱う会議（月例会、年次総会等）に積極的に参加することが求められる。1年間に開催されるそうした会議の内、3分の1以上の会議への出席が確認されない場合、座長は副座長と協議の上、対象者の正構成員としての登録を削除、または一定期間の登録停止を決定することができる。

（正構成員会の総意）

第7条 定款第52条に定める通り、当フォーラムは、座長等に権限の移譲がなされない限り、正構成員会を通じて運営事項の意思決定を行う。

2 正構成員会の総意の決定は、次の手続きによるものとする。

（1）上記第6条2項の運営事項を扱う会議の場合、または正構成員の全員に配布されるメーリングリスト上での提案や、審議を経て、ラフコンセンサス（会議に出席した、またはメールでやりとりした正構成員から強い反対がない状態）に達した場合、

（2）上記メーリングリスト上で、当該ラフコンセンサスの内容を正構成員全員に（ラストコールと明示して）提示する。

(3)その後、7歴日の内に、全正構成員の10%を超える反対が無い場合、当該ラフコンセンサスの内容は、正構成員会で承認されたものとする。

(運営員)

第8条 定款第47条に基づき、当フォーラムに運営員を置く。

2 運営員は、第7条の正構成員の総意で決定し、理事会の承認を受けて選任される。

3 運営員は、国連インターネットガバナンスフォーラム事務局(以下「国連事務局」という)が公表しているNRIのガイドライン(A Toolkit to assist communities in establishing the IGF initiatives)に従って、当フォーラムをNRIとして登録し、継続するために必要な業務、その他座長が、正構成員の総意に基づき委託する業務を行う。それらには次の業務を含む。

(1)NRIとして要求される少なくとも年に一回の日本IGF総会の企画、運営

(2)日本のNRI活動の報告書作成と国連事務局への報告

(NRI Coordinator)

第9条 定款第48条に基づき、当フォーラムにNRI Coordinatorを置く。

2 NRI Coordinatorは、第7条の正構成員の総意で決定し、理事会の承認を受けて選任される。

3 NRI Coordinatorは、国連事務局が主催するNRI会議に参加し、国連事務局側と当フォーラム間の情報交換や、意見表明を行う。また、当フォーラムの会合で、NRI Coordinatorとして得られた情報の報告を行う。

(本運営規定の改定)

第10条 本運営規定の改定は、第7条に従って正構成員会の総意に基づき提案を行い、理事会の承認を得て行うこととする。

添付別紙

一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構 定款第6章

第6章 日本インターネットガバナンスフォーラム

(設置)

第42条 当法人は、その目的を達成するため、インターネットガバナンスの在り方や課題、その解決策等について、さまざまな利害関係者が自由に参加し、闊達な議論を行う場として、第26条に定める当フォーラムを任意に設置する。

2 当フォーラムは、国連インターネットガバナンスフォーラムの活動を含むインターネットガバナンスに関する活動の場をなすものとして設置されるものであり、その事実を公表することその他の国連インターネットガバナンスフォーラム事務局が公表しているガイドライン等に定められる要件を満たすものでなければならない。

3 当フォーラムは、国連インターネットガバナンスフォーラム事務局に自らをNRIとして届け出るものとし、我が国における国連インターネットガバナンスフォーラムの活動に関する連絡調整等の任を担い、国連インターネットガバナンスフォーラム事務局や他のNRIとの連絡調整の任を担う者(以下「NRI Coordinator」という。)の選任その他の前項に規定する要件を満たすために必要となる事項については、第48条及び第52条に規定する手続きに従って定める。

4 当フォーラムは概ね月に一回程度の会議(以下「月例会」という。)を開催する。また、概ね年に一回、日本インターネットガバナンスフォーラム年次総会を開催する(月例会及び当該年次総会を総称して「会議」という)。

5 当フォーラムは、インターネットガバナンスに関わる専門的な議論を行うために分科会を設置し、その会議の開催と議事進行を行う者として、分科会座長を選任することができる。ただし、その設置及び分科会座長の選任は、正構成員会(第44条において定める。)の総意に基づき座長が決定することにより行うものとする。

6 当フォーラムの構成員は、その個人名義において本フォーラム又は分科会に関する情報発信をすることができる。

(構成員)

第43条 当フォーラムの会議に当たっては、当法人の役員又は会員であるか否かを問わず、また、団体と個人とを問わず、広く一般から参加を募る。

2 当フォーラムの会議への参加を希望する者は、当法人が別に定める要件を満たした上で当法人が別に定める参加申込書により申し込み、参加の意思を示すことにより、参加が可能となる構成員として登録されるものとする。

3 当フォーラムの会議においては、第52条の規定に従い、構成員の中から正構成員を登録する。

（正構成員会）

第44条 当フォーラムに、すべての正構成員をもって構成する正構成員会を置く。

2 正構成員会は、この定款の規定に基づく座長による決定の基礎となる総意を取りまとめるものとする。ただし、正構成員会の会合の開催時期、招集手続、総意の取りまとめの方法その他の正構成員会の運営に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議によって別途定める。

（座長）

第45条 正構成員会は、その総意で座長を選任する。

2 当フォーラムの会議は、座長及び副座長がその議事を進行する。

3 当フォーラムの議事進行において座長及び各副座長の全員又はいずれかの間において見解に相違がある場合には、座長及び各副座長全員の協議によって相違を解消しなければならない。

4 座長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（副座長）

第46条 座長は、自身がフォーラム担当副理事長である場合、正構成員会の総意により、正構成員の中から2名のフォーラム選出副座長を選任し、座長を補佐させることとする。

2 座長は、自身がフォーラム担当副理事長でない場合、正構成員会の総意により、正構成員の中から1名のフォーラム選出副座長を選任し、フォーラム担当副理事長をもう1名の副座長として、これら2名の副座長に、座長を補佐させることとする。

3 フォーラム選出副座長の任期は1年とし、再任又は座長による選任後2年を上限とする任期の伸長若しくは短縮を妨げない。

4 フォーラム担当副理事長である副座長は、第25条第4項の規定により理事会により選任され、その任期は、副理事長としての任期に準じるものとする。

（運営員）

第47条 座長は、正構成員会の総意により、正構成員の中から10名程度の運営員を選任し、当フォーラムの運営を補佐させることができる。

2 運営員の構成は国連インターネットガバナンスフォーラム事務局が公表しているガイドライン等に定められる、Organizing Teamの要件を満たすこととする。

3 運営員の任期は1年とし、再任又は座長による選任後2年を上限とする任期の伸長若しくは短縮を妨げない。

(NRI Coordinator)

第48条 座長は、正構成員会の総意により、正構成員の中から1名以上のNRI Coordinator(第42条第3項において定める。)を選任し、その任に当たらせることができる。

2 NRI Coordinatorは国連インターネットガバナンスフォーラム事務局が公表しているガイドライン等に定められる要件を満たすこととする。

3 NRI Coordinatorの任期は1年とし、再任又は座長による選任後2年を上限とする任期の伸長若しくは短縮を妨げない。

(理事会決議の提案)

第49条 座長及び副座長は、次の各号に掲げる事項その他理事会の決議を求める提案をすべきである旨の正構成員会の総意がある場合には、フォーラム担当副理事長を通じて、理事会に当該提案をしなければならない。

(1)当法人の名において行う意見や考えの表明について

(2)当法人の名において行う行政機関に対する申請等について

(3)第52条の規定により定められる当フォーラムの運営に関し必要な事項の策定と変更について

2 座長及び副座長は、次の各号に掲げる事項その他の当法人の目的を達成するために当法人として実施する事項やその内容について理事会の決議を求める提案をすべきである旨の正構成員会の総意がある場合には、フォーラム担当副理事長を通じて理事会に当該提案をしなければならない。

(1)当法人の次の事業年度以降の事業計画書及び収支予算書の内容について

(2)次のイに掲げるものその他の当法人の予算を用いて行う施策や行事の実施について

イ 当法人の目的を達成する範囲における行事や催しの開催又は実施について

3 座長及び副座長は、前二項の規定に基づき理事会に提案をする場合には、提案の理由その他の当該提案に係る当フォーラムの議論の状況を、フォーラム担当副理事長を通じて理事会に説明しなければならない。

（座長等の解任）

第50条 理事会は、座長等が以下の各号に掲げる事項に該当する場合、その決議により、該当する座長等を解任することができる。なお、理事会がフォーラム担当副理事長を解職した場合であって、その解職されるフォーラム担当副理事長が副座長である場合、副座長としても解任されたものとする。

- （1）法令、当法人の定款若しくは諸規程に違反し、又はそのおそれがある行為
- （2）当法人若しくは第三者の名誉を毀損し、それらの権利若しくは利益を侵害し、又は、それらのおそれがある行為
- （3）当法人の目的に反し、又はそのおそれがある行為
- （4）国連インターネットガバナンスフォーラム事務局が公表するIGF Code of Conductに違反し、又はそのおそれがある行為
- （5）公序良俗に反し、又はそのおそれがある行為

（議事録）

第51条 当フォーラムの会議の議事については、第52条の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の規定により作成した議事録は、書面又は電磁的方法により広く一般に公開する。

（運営事項の決定）

第52条 座長は、正構成員会の総意に基づき、当フォーラムの運営事項を決定する。

2 この定款に定めるもののほか、当フォーラムの運営事項に関する総意の取りまとめの方法、正構成員の登録方法その他の当フォーラムの運営に関し必要な事項は、第49条の規定による提案を基に、理事会の決議によって定める。

3 理事会が前項の規定により当フォーラムの運営に関し必要な事項を変更するための決議を行おうとする場合において、当該決議が第49条の規定による提案によるものでないときは、理事会は、あらかじめ当該決議を行おうとする内容を正構成員会において説明し、意見を聞かなければならない。